

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)														
5004A	5004001			z15001	経済産業省、	情報処理技術者試験規則第2条及び第3条	修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストラータ試験及び基本情報技術者試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	c	-	情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第19号)第2条第1項及び第3項の規定に基づき免除対象講座の認定を受ける場合にも、同条第3項第3号及び第6項第3号の規定により、認定講座開設者が経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構が試験事務を行う場合)または、修了試験を受ける問題により修了認定に係る試験を実施することが必要となる。この場合、原則、認定講座開設者が自らの施設で修了認定試験を行わなければならないと考えられるが、テスト事業者等の事業者が認定講座開設者から委託を受けて修了認定に係る試験を実施することを希望するものではないとするのが適切である。なお、当該認定を行うにあたっては、修了試験実施にあたって認定講座開設者が等より求められる同等の措置を実施することが条件となる。一方、コンピュータを利用した試験方式(CBT)については、実際に出席する問題数の数値の問題の作成や出題におけるレベル設定など、解決すべき多くの課題があり、現在情報処理技術者試験で行われているペーパー試験方式(PPT)に加入して変更の実施体制の整備が必要であることから、現在の情報処理技術者試験実施体制においてこれを現実することは不可能である。なお、現在、官民の役割分担の観点から実施体制の見直しも含め、産業界協議会情報経済分科会情報サービス/ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、試験制度全体のあり方を検討しているところ。		要望者より下記の再意見が寄せられておりますので、再検討をお願い致します。 「テスト事業者等であっても修了試験を実施できる」とのご回答をいただき、ありがとうございます。 CBTについては、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受け、テスト事業者の自助努力によってCBTを提供するものであり、更なる過大な実施体制の整備を経済産業大臣(IPA)に求めるものではありません。 また、CBTに係る課題については、IPAにおける検討で、択一式である午前試験のアイテム/バンクの充実には問題がないと報告されています。 これらの状況を踏まえ、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受ける修了試験においてはCBTが不可能であるとのご回答について、再検討をお願いします。 また、情報処理技術者試験規則の第2条第6項で規定されている基本情報技術者試験について回答されておりませんので、これにつきましても上記内容を踏まえて回答いただきたいと思います。」	C	-	本件提案については、一次回答において経済産業省令の該当条文に係る旨の理解を示しており、本提案に関する特定事項についてはお答えし、規制はないものとするのが適切である。なお、一次回答において述べたように、情報処理技術者試験(以下「本試験」といふ。)においてコンピュータを利用した試験方式(以下「CBT」といふ。)を実施するにあたっては、解決しなければならぬ課題がある。提案主体からの意見にあるCBTに係る独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」といふ。)による検討は、平成14年の第3回情報処理技術者試験評議委員会発議に対する検討状況(中間報告)(IPA)のことを指しているものと思われる。しかし、該当部分の「(1)アイテム/バンクの充実」は、「4今後の課題」の項で挙げられているものであり、かつ、本試験をCBTで行う場合を想定しているものである。本試験に加入修了認定に係る試験用にあるアイテム/バンクを活用することは本試験の実施が困難となるため、別途問題を作成するための更なる実施体制の整備が必要であるが、これまでも述べたように現在の本試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。 また、現在、官民の役割分担やCBTの導入を含めた実施方法のあり方などについて、産業界協議会情報経済分科会情報サービス/ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、検討が行っており、本年春までに改革案について成果を得ることとしている。 また、基本情報技術者試験については一次回答の冒頭で引用している省令の規定により回答しているところであり、再検討要請に対する見解も上記のとおりである。	オール・プロメトリック株式会社	1	A	修了者に対する午前試験を免除する認定講座の修了試験実施方法の拡充	特区制度で行われていた一部制度の全国展開を行うべく一部改正された情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第59号)において、履修項目を全て履修し、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)から提供を受ける講座にあっては、独立法人情報処理推進機構)から提供を受ける講座について、認定講座開設者が実施する修了認定に係る試験が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(CBT)で随時実施できるように拡充措置を講じる。														昭和45年通商産業省令第59号 情報処理技術者試験規則第3条第2項第5号				
5012A	5012001			z15002	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、	弁理士法第17条、第5条、第6条	弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に氏名等を登録し、日本弁理士会に入会することを義務づける、いわゆる強制加入制度を採用している。	c	-	弁理士の指導・監督等については、弁理士の公的役割を担い、本来、国が負うべきであるところ、弁理士の自主的な取組の促進や行政の効率化の観点から、日本弁理士会が行うこととしており、同会への強制加入制度は、その前提となるものである。弁理士の責務の向上が求められている中、弁理士の自主的な取組に対する適正な処分の実施や情報公開の強化等を図るためにも、強制加入制度は、一定の役割を果たすものである。 平成12年の弁理士法改正では、平成11年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画(改訂)」において、士業団体の登録・入会制度のあり方等についても検討すべきこととされている。十分な検討が行われたところであるが、上記の理由により、強制加入制度は維持することとされたものである。 なお、強制加入制度が弁理士に関する公正・有効な競争の確保の支障となることがないようするための制度改訂も併せて進められたところであり、日本弁理士会が法令もって標準報酬表を定めることを認める制度は廃止された。 本年4月からは、産業界協議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会において、再度弁理士制度全般にわたる見直しが行われているが、強制加入制度については、これを維持すべきとの意見が多数を占めたところである。 したがって、日本弁理士会の強制加入制度については、これを維持することが適切である。					個人	1	A	士業団体の強制加入会制の廃止	弁理士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士等のいわゆる士業団体(日本弁理士連合会、日本弁理士会等)の強制加入会制を廃止する。	弁理士法、弁理士法等の改正により強制加入会制に関連する条文の削除・変更を行う。	各士業団体においては役職を占める一部の資格者が自己の利益になるような団体運営を行っていることが多く、大半の会員にとっては自由な業務展開を阻害する重大な要因になっている。特に、懲戒権限を有する団体の場合には、報酬の引き下げや顧客の引き抜きなど競争を招く行為を行う資格者を対象として、到底公正とは言えない恣意的な懲戒手続及び処分が行われている。これは、競争を自由化して顧客の利便に資するといふ昨今の規制緩和の流れに明らかに反している。また、各士業団体は高額な入会金・月会費を徴収している(例えば弁理士の場合合計月5万円以上、弁理士の場合月2万円など)、団体職員は殆ど跳まらずに捨てられるような文書の作成・発送業務に追われているのが実情であり、高額な会費が有効に使われているとは到底思えない。さらに、士業団体職員の給与水準は、業務内容から見ればかなり高額に設定されている。各団体から出されている強制加入会制維持の意見は、団体が役職に就いている資格者や団体職員の意見を反映しているに過ぎず、大多数の会員の声を反映しているものではない、	強制加入会制について士業団体が会員の意見を問わない実例として、2006年10月11日付で公表されたアンケート調査結果について、当該所属団体は「一般会員の意見を全く問うことなくアンケートに答えている。強制加入会制は団体職員、役職者の利権となっているため、その是非については会員に意見を求めることは、当該の経験上一度もない。また、懲戒手続に関する実例として、当該は大手特許事務所所属する弁理士に文書で侮辱されたことを理由に当該弁理士の処分を求めたが、処分が当該との結論が出た上に、反対に当該について日本弁理士会会長名で懲戒手続が請求され、弁理士法違反の事実があったと通知され、現在処分待ちの状況である。なお、上記侮辱は書面(当職宛書簡及び審判事件弁駁書)上明確である。																
5018A	5018001			z15003	厚生労働省、経済産業省、	高圧ガス保安法	高圧ガス保安法では、性能規定化や民間規格の積極的な活用に取り組んでおり、その技術基準や例示基準にJISを引用しているところ。さらに、国際整合性の取れた保安規則を整備するため、設備の設計等に係る技術基準については、米国機械学会(ASME)の規格をベースとした基準の取り入れも行っている。	d	-	高圧ガス保安法では、性能規定化や民間規格の積極的な活用に取り組んでおり、その技術基準や例示基準にJISを引用しているところ。活用可能な民間規格等の具体的な提案がさらにあれば、現行制度上検討することは可能である。		タイムラグが起きないようJIS規格の内容を法に明示すべきである。	d	-	どのような規定の仕方を想定されているか定かたではないが、具体的に活用可能な規格を御提案頂ければ、現行制度においても適宜検討・対応させていただくことは可能である。	石油連盟	1	A	各種基準/規格のグローバルスタンダード化の推進	各法の技術基準はJISとの整合化を図っているが、まだ未達のものがあるため整合化して頂きたい。 ・溶接後熱処理温度の規定 ・溶接施工法確認試験の規定 ・安全率の規定 など 法の中にJIS規格を直接引用する旨を記載して頂きたい。	同様の機器を製作する場合でも、各法ごとに細く照査する必要がある。 各法の規格はJIS規格をベースに、またJIS規格はASME規格をベースにしている。しかし一番ベースとなるASME規格が改定されると、各法の規格改定までには、JIS規格の改定を経て、さらに数年を要しており、最新のASME規格を適用することができない状況である。JIS規格の適用を法に直接記載することで、これらのタイムラグを大幅に解消できると共に、の問題も解消できる。	高圧ガス保安法(特定設備検査規則など) 労働安全衛生法(第17-構造規格など)																
5018A	5018004	G42		z15004	総務省、厚生労働省、経済産業省、	高圧ガス保安法	石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会委員会における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等様々な措置を講じている。	b	未定	平成18年度中に要望主体と連絡を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次第、検討を行う。		具体的にいつから検討開始するのかを明確に示して頂きたい。事業者からの具体的な提案に対しては、18年度中に速やかに対応して頂きたい。	b	-	平成18年度中に速やかに対応して頂きたい。事業者からの具体的な提案を聴取次第、検討を行う。	石油連盟	4	A	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している機器毎に複数の保安法令が適用されている。即ち、法的には状態規制であり重複しているものはないが、機器制から見れば複数の保安法令が適用されている状態にある。既に高圧ガス保安法と労働安全衛生法との間では重複が解消されているが、消防法と高圧ガス保安法、消防法と労働安全衛生法の間には重複の問題が残っているため、この検討スケジュールを明確にして頂きたい。 例、工事に伴う変更許可申請において、気液混合の機器、製造所として許可したエリアに位置する機器、危険物施設の製造所一体の機器で重複適用されている。	平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会」報告書に、今後の取り組み課題として「機器毎の重複を解消する」とあるが、依然として具体化には至っていないので、適用法令が重複しないように至急の適用整理を要望するものである。消防法と各法令間の具体的な重複適用解消としては、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するという方法などが考えられる。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法																

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5054A	5054054		G42	z15004	総務省、厚生労働省、経済産業省、	高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等様々な措置を講じている。	b	未定	平成18年度中に要望主体と連絡を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次第、検討を行う。		具体的にいつから検討開始するのかを明確に示して頂きたい。事業者からの具体的な提案に対しては、18年度中に速やかに対応して頂きたい。	b	-	平成18年度中に速やかに要望主体と連絡を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次第、検討を行う。	(社)日本経済団体連合会	54	A	保安法令の重複適用の排除	2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複」の解消が課題とされたことを踏まえ、検討スケジュールを早急に明確にすべきである。 本要望は、保安4法の一本化を要望するものではなく、適用法令が重複しないよう運用の整理を要望するものである。例えば消防法と各法令間の重複適用については、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る容量を適用するなどすべきである。		2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複」の解消が課題とされたが、依然具体化されていない。2006年6月の要望に対する回答では、今年度中に再度、関係省庁間でさらなる合理化・簡素化について結論を得ることが確認されている。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	別添資料 参照
5022A	5022001			z15005	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、農林水産省、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	なし	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を売掛債権担保融資保証制度の特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d	-	本省においては信託会社やSPCも含めて対応済み					社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達が阻害されている。			
5032A	5032021			z15006	経済産業省、	中小企業信用保険法第2条	信用保証の対象となる中小企業者については、中小企業信用保険法第2条において定義されている。 ・現行での法人の対象は、医療法人、社会福祉法人となっており、NPO法人を含め、その他の法人は対象外。	b	-	本要望については、従来より要望を頂いており、また構造改革特区に係る第9次提案においても提案されたところであるが、提案に対する政府の対応方針として、NPOに対する資金調達制度の拡充については、「骨太2006」に基づく内閣府でのNPO制度の見直しの状況を踏まえ、中小企業施策のNPOへの適用拡大等について、有識者による検討を行うこととしている。また、信用保証協会の中小企業への債務保証に対する中小企業金融公庫による保険制度を、NPOに対象拡大することについては、行政改革推進法に基づく政策金融改革の動向を踏まえ、必要な対応を検討することとしているところ。		要望者からの以下の再意見が寄せられており、「骨太2006」に述べられている検討スケジュールも踏まえ、具体的な検討時期等の明示を含め、再度回答をお願いします。 「NPO法人の多くは医療・福祉分野に関連する法人であり、同様の非営利団体である医療法人、社会福祉法人が全国で信用保証協会の利用が可能であることから、「骨太2006」に基づく内閣府でのNPO制度の見直し状況等を踏まえながら速やかに検討願いたい。」	b	-	本要望については、「骨太2006」に基づく、NPO制度の見直し内容を確認した上で、必要な対応を検討することとしている。ただし、これまでも回答してきているとおり、保険制度の対象を拡大することは、財政当局を含め、関係機関との調整が必要であるため、現時点では具体的な検討時期等について明示することは困難である。	都銀懇話会	21	A	信用保証協会の保証対象の拡大	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。		・NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 ・NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 ・こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。	・中小企業信用保険法第2条 ・NPO法人は中小企業に該当せず、信用保証協会保証の対象とならない。	
5032A	5032022			z15007	経済産業省、	中小企業信用保険法第1条の3、中小企業信用保険法施行規則第1条の3	保証付債権譲渡については、再生支援協議会が関与して策定された再生案件等を要件とし、モラルハザード防止や経済合理性の確保等が可能な場合に限り認めることとしている。	d	-	企業再生については、企業再建の可能性があると、企業再建の協力することに経済合理性があること、債権者間の公平性が保たれていること等により判断する必要があり、その決定プロセスを公正なものとするために、公的機関の関与を必要としたところであるが、公的機関のみでは小規模企業への機動的な対応に不備があることから、本年4月より、「外部委員による審査会の承認を得た計画」を求償権消滅保証の要件として追加し、各保証協会が設置する「再生審査会」(弁護士、会計士等の外部専門家により構成)の承認を得た再生計画に基づく場合にも対象としているところ。		要望者から、「再生審査会」の枠組みの活用状況を踏まえ、取組み状況が芳しくない等場合には、追加的な措置をご検討願いたい」との再意見が寄せられていること、また、現場の運用に関して、「平成18年4月以降、各保証協会が設置する「再生審査会」の承認を得た再生計画に基づく(場合も対象としているが、本枠組みにおける取組み状況や実効性が不詳。等)のコメントが寄せられていること踏まえ、再度回答をお願いします。	b	-	一次回答のとおり、本年4月より「外部委員による審査会の承認を得た計画」を求償権消滅保証の要件として追加し、各信用保証協会が設置する「再生審査会」の承認を得た再生計画に基づく場合においても対象としているところである。取組みについては、当局としても適宜状況調査等を行っているところであり、引き続き、実績等をフォローすることにより、措置の十分性の検討を行うとともに、追加施策の要否について19年度中に検討を行う。	都銀懇話会	22	A	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	・サービサーや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。 ・協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。	・企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必然性はない。 ・協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。	・中小企業信用保険法施行令第1条の3、中小企業信用保険法施行規則第1条の3 ・平成17年8月1日の政令改正によって譲渡先にサービサーや再生ファンドが追加されたが、譲渡の条件として、「産業再生機構・RC」による再生計画、「中小企業再生支援協議会」再生ファンド関与による私的整理ガイドラインに準じて策定した再生計画、及び「私的整理ガイドライン」に基づいて策定した再生計画」等の要件が求められている。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5041A	5041048			z15008	経済産業省、国土交通省	省エネ法	省エネ法においては、新築・増改築や改修等の際に、省エネ措置を適確に実施するよう努める義務に加え、床面積2,000㎡以上の建築物について新築・増改築や大規模な改修等を行う場合には、所管行政庁への省エネ措置の届出義務がある。  判断基準は、住宅全体が満たすべき断熱性能等の目標を示したものであり、全国を暖房度日(日平均気温が18度を下回る日について、室温18度と当該日平均気温との差を、暖房期間にわたって合計した値)により6地域に区分し、それぞれの気候条件に応じて目標値を設定している。  また、指針は、判断基準を満たすために部位ごとに求められる性能を示したものである。	c	-	地域における実際のエネルギー消費量や暖房費が、地域と比較して大きいという客観的な事実が認められないため、基準の見直しや施策の導入を行うことは適当ではない。					日本ニュービジネス協議会連合会	48	A	次世代省エネルギー基準(以下「省エネ基準」)の見直し	省エネ基準は地域ごとに住宅の断熱性と気密性等の数値を定め、住宅新築にあたってはその基準を満たすよう求めている。基準は北海道など寒冷地が厳しく、温暖になるに従って緩(なっている。この結果、暖房が必要でありながら省エネ基準の緩い地域区分(東北や北陸、関東甲信越)の方が、住宅の断熱性や気密性が低いため、より寒さの厳しい地域より暖房費が多くなり、年間の光熱費が高くなるという事態が発生している。この地域は、家庭用のエネルギー消費に占める暖房の比率が1/3から半分弱にも達しており、省エネを推進する上で住宅性能の向上が重要。	省エネ基準の見直し - 特に暖房のエネルギー消費が大きい、地域の断熱性、気密性の基準をより厳しい数値に見直す 各地域区分に合致するに止まらず、さらに上位の基準を満たすことを推奨する施策の導入	産業用と比べ民生用の省エネルギーやCO2削減がなかなか進まない中、住宅性能の向上は民生用の省エネ・CO2削減に大きく貢献する。断熱材・建材の品質性能や工法の向上によって、断熱性・気密性等の住宅性能は近年飛躍的に高めることが可能になっており、技術的・コスト的にも充分実現可能である。同時に住宅産業のレベルアップ、活性化にも資する。各家庭の光熱費も削減することができる。	省エネルギー法 住宅に係わるエネルギーの合理化に関する基準(平成11年)		
5041A	5041050			z15009	経済産業省	工業標準化法	符号化文字集合のJISでは、全角、半角の区別は行わないことを原則としているが、これまでの慣用的な利用との互換性を考慮して、記号、数字、英字、カタカナともに全角、半角両方規定しており、実際各社のコンピュータでも全角、半角とも実装されている。	e	-	日本工業規格(JIS)は強制法規ではなく任意規格であり、事業者には規格の利用を義務付けるものではない。 なお、全角英数字、記号並びに半角カタカナは、国際規格(ISO/IEC 10646)でも、HALFWIDTH AND FULLWIDTH FORMSにおいて、標準化されているところ。  一方、全角の記号・英数字及び半角のカタカナを削除した場合、過去のデータの情報交換や活用に支障を生じることから、これらを規格から削除することは適切でない。			株式会社ダンクソフト 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	50	A	コンピュータ基本文字の重複解消	わが国の情報処理に用いられているキャラクタセットは倍角で、記号、数字、英字、カタカナ、ひらがな、漢字、さらにロシア語がある。世界で使用されている半角文字には、記号、数字、英字、これに日本ではカタカナが加わるが、見かけ上同じように見えながら実はコンピュータの処理では別な情報になるため、人名はもろろん、住所、会社名、商品名などあらゆる情報特定を阻害、情報の重複を招き、そのチェックなどに目に見えない膨大なロスを生じ、かつ産業活動全体の生産性を阻害しているため改善を要望する。	世界共通の記号、英数字は半角とし、倍角の記号、英数字は削除する。また、半角カタカナも排除する。	これにより、情報の特定が容易になり、検索、抽出も確実さが増す。今後、サプライチェーンが進んで企業間取引が活発化する中で企業名、商品名など微妙な違いがなくなり、情報連携が活性化される。また、欧米のシステムの移行が容易になり、日本のIT全体の効率が大幅に向上する。	工業標準化法				
5041A	5041060			z15010	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資に関する法律	特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品を対象とする現物取引として定められており(商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下、「法」といふ)第2条第1項第3項)、投資家保護を図る観点から、当該ファンドの営業者に対して、許可を得なければ商品投資販売業を営むことができないこととしている(法第3条)。許可基準としては、財産的基礎の他、人的構成として商品投資販売業を適格に遂行するに足る知識及び経験を有する者を業務担当の役員等として有することを許可の要件としている。(法第6条第1項第6号及び商品投資販売業の許可及び監督に関する命令第6条の2)。	c	-	特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品を対象とする現物取引として定められており(商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下、「法」といふ)第2条第1項第3項)、投資家保護を図る観点から、当該ファンドの営業者に対して、許可を得なければ商品投資販売業を営むことができないこととしている(法第3条)。許可基準としては、財産的基礎の他、人的構成として商品投資販売業を適格に遂行するに足る知識及び経験を有する者を業務担当の役員等として有することを許可の要件としている。(法第6条第1項第6号及び商品投資販売業の許可及び監督に関する命令第6条の2)。			㈱ライツバンク、(社)日本ニュービジネス協議会連合会	60	A	特定商品ファンドの一括設立及び運営認可の許可	現在、日本酒や焼酎等の特定商品ファンドを設立する場合、商品ごとに認可を受けなければならない。小口の商品ファンドを多量に設立しようとする業者には申請負担が大きい。については、実績のある業者には一括で設立認可を出して欲しい。		商品ファンドの運用にノウハウを持つ業者が小口でも多くの特定商品ファンドを効率的に立ち上げることが出来れば、投資メニューが増え、経済の活性化、地域の活性化に貢献できる。	商品投資に係る事業の規制に関する法令				
5054A	5054056			z15011	経済産業省	冷凍保安規則第9条2号、第14条2号	高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、1日に1回以上当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講ずること。	d	-	異常点検の方法について、遠隔監視装置等により、「1日1回以上の点検を実施し、異常のあるときは補修その他の危険を防止する措置を講ずる」という法令の要求事項を適切に満たせることを示せば、当該装置等により異常点検を行うことは現行制度上でも可能である。なお、本件に関しては、平成15年度の全国規模の規制改革要望において他の主体から同様の要望が出され、「点検方法について、コンピュータ制御等による遠隔操作を行う場合については、遠隔操作を行った場合であっても十分に保安の確保が可能であると証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。」との回答を行っているところである(「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの再回答について(平成15年8月11日)を参照のこと)。			(社)日本経済団体連合会	56	A	高圧ガス保安法(冷凍)における製造の方法に関する技術上の基準へのみなし事項の追加[新規]	冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第9条2号の「1日1回の異常点検」に該当することとすべきである。	通信・制御技術の発達により、現在は冷凍機の保安を含め機器・エネルギーの群管理を行うことが一般的になっている。また、遠隔地のセンサーで設備の異常確認を行うことも可能となり、現場の無人化・異常時の迅速な出勤による対応も可能である。したがって、冷凍保安責任者の選任が不要である第2種製造者については、異常点検の方法として、安全確認可能な遠隔監視装置等を用いることを認めるのが妥当である。	高圧ガス保安法第8条2号、第12条第2項、冷凍保安規則第9条2号、第14条2号、第36条	高圧ガス製造設備については、「1日1回の異常の有無を点検」することが義務づけられている。				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5054A	5054057			z15012	経済産業省	高圧ガス保安法第27条第2項第32条、第33条、一般高圧ガス保安規則第66条、第76条	乙種化学又は丙種化学の免状の交付を受けた者であり、かつ高圧ガスの製造に関する1年以上の経験があれば、高圧ガスに係るガスの区分(4区分)のうち、製造経験を有する高圧ガスを含む区分に属する高圧ガス、又はガスの区分(4区分)以外の高圧ガスの製造施設の保安係員に選任することができる。	c	-	保安係員は高圧ガスの製造に係る職務を行い、その選任には高圧ガスの製造に係る経験が必要となるが、これは、高圧ガスの製造と消費の場面で注意すべき内容が異なるため、扱うガスの区分の製造経験を積み、扱うガスの性質等を熟知することが必要となることによるものである。		下記要望者再意見を踏まえて、再検討されたい。 「今次要望は、下記の3項目を満たすものはCEマーク(低温液化ガス貯蔵用可燃性ガスの製造設備の保安係員として選任を可能とする)を要望するものである。 高圧ガス保安責任者免状を有する者(CE(コールドエバポレータ)を用いて液化酸素、液化窒素、液化アルゴン、液化炭酸ガスの高圧ガスの製造経験を有する者) 圧縮水素又は圧縮天然ガスにかかると特定高圧ガス消費の経験を有する者	c	-	乙種化学又は丙種化学責任者免状を有する者を保安係員に選任するための経験の要件は、消費の経験があることではなく、高圧ガスの製造それ自体の経験があることであるが、これは高圧ガスの「製造」と「消費」の場面で注意すべき内容が異なることによるものである。したがって、可燃性ガスの「消費」の経験をもって、可燃性ガスの「製造」の経験に代替することはできない。もっとも、規則で規定してあるように、たとえ酸素や液化窒素等可燃性ガス以外のガスであっても、当該ガス1種類について1年以上の製造経験を有する場合は、扱うガスの種類にかかわらず保安係員に選任されることができ、加えて、1種類のガスでは1年以上の経験を有していない場合であっても、可燃性ガスを含む他の種類のガスの製造経験とあわせて1年以上の製造経験があれば、可燃性ガスの製造の保安係員に選任されることができ(乙種化学又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者に限る)。	(社)日本経済団体連合会	57	A	可燃性ガス製造事業者における保安係員選任条件の緩和(新規)	乙種化学又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者であって、低温液化ガスのコールドエバポレータ(CE)を使用して液体酸素、液体窒素、液体アルゴン、炭酸ガス等の低温液化ガスの製造経験を有する者で、かつ圧縮水素、圧縮天然ガスの当該ガスの特定高圧ガス消費の取扱経験を有する者は、保安係員に選任しうることにすべきである。		低圧状態で可燃性ガスを貯蔵・消費しており、さらに液化酸素や液化窒素といったコールドエバポレータ(CE)を取り扱っている場合には、可燃性ガスおよび低温に関する知識・経験があり、かつ液化窒素製造設備と同様の製造設備(液化窒素、液化酸素、液化アルゴン、液化炭酸ガスのコールドエバポレータ)による製造経験を有している。これは、保安係員の選任条件である「可燃性ガスの1年以上の製造経験」と同等の経験を有していると言える。	高圧ガス保安法第27条の2第4項 高圧ガス保安法第32条第3項 一般高圧ガス保安規則第66条第4項 一般高圧ガス保安規則第76条	可燃性ガス製造者は、製造保安責任者免状の交付を受けている者で、高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安係員を選任しなければならないとされている。
5054A	5054077			z15013	経済産業省	電気用品安全法第8条、第7条、電気用品安全法施行規則第10条、第18条	ツーリストモデルを国内で販売する場合、日本の技術基準に適合しない電気用品であることから、承認を得た電気用品に限り、販売を行うことができる」と規定されている。	c	-	ツーリストモデルについては、海外で使用されるという目的に鑑み、基準適合確認等の義務を例外的に免除しているものであり、数量の大小を確認することにより、申請された条件が本当にツーリストモデルであるかどうかを判断するための一つの傍証となる。したがって、申請時に必要な数量を記載した上で、数量を確定し、製造・輸入又は販売を予定する数量を記載した上で、国内の技術基準に適合していないため、事故が起きた場合、どの程度の影響があるのか即座に把握することが必要であると考える。以上により、例外承認申請にかかる数量の記載については、現行のとおりとした。		下記要望者再意見も踏まえて、再検討されたい。 「回答では、数量把握の目的が、ツーリストモデルが否かの一つの傍証を記載した上で、国内の技術基準に適合していないため、事故が起きた場合、どの程度の影響があるのか即座に把握することが必要であると考える。以上により、例外承認申請にかかる数量の記載については、現行のとおりとした。」	c	-	例外承認申請は、同一の製品が継続的に申請がなされるケースばかりでなく、1回限りの場合も多くある。また、繰り返し申請される場合でも一度目と二度目の数量は売れ行き等によっても異なってくる。加えて、1種類のガスでは1年以上の経験を有していない場合であっても、可燃性ガスを含む他の種類のガスの製造経験とあわせて1年以上の製造経験があれば、可燃性ガスの製造の保安係員に選任されることができ(乙種化学又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者に限る)。	(社)日本経済団体連合会	77	A	海外への土産用電気製品に対する例外承認申請の撤廃	現行の例外承認申請で要求されている「製造、輸入又は販売を予定する数量」について、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。措置ができない場合は、国内流通を防止すること、数量を把握することなどのような相関関係があるのか、明確に示すべきである。	海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出品同様の安全性を有している。 国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者がこうした承認申請を求めるとは行われていない。国内流通の防止を重視するものであれば、販売・流通段階での管理徹底など別の策を講じるべきであり、国内流通の防止と例外承認申請を受けた製品の数量把握にどのような相関関係があるのか不明である。	電気用品安全法第8条、第27条、第18条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条 「電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(商第1号)	電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続により例外承認を受けなければならないとされている。	
5054A	5054078			z15014	経済産業省	電気用品安全法第8条、第9条、第10条	電気用品の製造又は輸入を行う際は、届出を行い、義務を履行した後、事業者名等の表示を付して販売することとしている。	c	-	再輸入品は、海外において改造される可能性もあり、このような再輸入品の安全性を確保する責務は、輸入事業者にあると考える。輸入した時点で、海外における改造の有無の判断は難しいことから、再輸入品について輸入事業者名を表示し、再輸入品の違反や事故が発生した際の責任の所在を明確にする必要がある。		海外での改造の可能性に関して、その非常に小さな可能性のために、輸入事業者に表示義務を課すことを正当化することにはなり得ない。そもそも、改造するインセンティブがあるとは思えない。責任の所在の明確化に関しては、輸入事業者が結果的に判明すればいいため、製品に輸入事業者名を表示する以外の方法も考えられるのではないか。以下要望者意見も踏まえて再検討願いたい。 「回答では、当該措置の目的は「責任の所在を明確にすること」であり、この目的のためには、国内の製造事業者名が分かる方法も考えられるのではないか。以下要望者意見も踏まえて再検討願いたい。」	c	-	海外で改造された製品が輸入される事例がある限り、そのような製品の国内流入を防ぎ、万一当該製品において事故や不具合等が発生したときには早急に責任の所在を明確にする必要がある。 加えて、「改造」のケースのみならず、日本メーカーの表示等を模写した「模造品」が輸入されるケースがある。そのような模造品の国内流入を防ぐためには輸入業者に確認を義務づけることが必要である。 また、国内における改造等に対しては電気用品安全法を適用して対処できるが、海外の改造等を行う事業者に対しては電気用品安全法を適用して規制することは不可能である。	(社)日本経済団体連合会	78	A	再輸入される電気用品に係る手続の見直し	国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行し、PSEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者の責務を免除すべきである。	国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく「手続が求められることは、同じ手続の反復である。再輸入される電気用品は日本国内で製造されており、事故が起きた場合、その責任は製造事業者が負うべきで、輸入事業者を表示により特定する必要はない。製造事業者の適合検査証明書の写しで輸入事業者自身が検査を行う必要はなくなったものの、表示義務だけが残っている。なお、上記は再輸入品に改造が行われていないことを前提としているが、万一、改造が行われた場合は、改造行為そのものが製造行為となるため、本件でいう再輸入品とはみなさず、通常の電気用品の輸入に関する責務を負うものと考えられる。	電気用品安全法第10条	国内で製造され、電気用品安全法に基づく対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外へ出荷し、海外において当該電気用品を機器に同梱して国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。こうした二重の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたACアダプターを使わなければならないケースでは、当該部品以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部品を同梱しなければならない。	
5054A	5054079			z15015	経済産業省	電気用品安全法第2条	法において電気用品は「一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に規定する一般用電気工作物をいう。)(の部分となり、又はこれに接続して用いられる機器、器具又は材料であつて、政令で定めるもの」と定められており、そのうち、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生のおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものは、安全性の観点から特定電気用品として定め、第3者(登録検査機関)による検査を義務づけている。	c	-	機器と一体的に使用されるか否かにより、特定電気用品として指定されているのではなく、その電気用品の構造又は使用方法その他の状況からみて特に危険又は障害の発生のおそれが多いものを特定電気用品として指定している。ACアダプターは長時間無監視で常時接続使用され、事故情報の報告も受ける。このため、ACアダプターに接続される負荷機器が電気用品安全法の特定電気用品であるか否かによって、ACアダプター自身が特定電気用品か否か、電気用品安全法の対象か否かを決定することは適当でないとする。		以下要望者再意見を踏まえて、再検討されたい。 「ACアダプター以外にも無監視状態で使用される機器は多くあり、ACアダプターを特定電気用品に指定する特別な理由が認められない。ACアダプターは、3割が直流電源装置(ACアダプター)によるものである(平成14年1月～平成18年7月の電気用品に係る事故データより)。特定電気用品の指定については、こうした事故発生件数やその深刻度によって必要に見直しを行っているところである。」	c	-	ACアダプターは無監視状態で使用されるものであり、付加機器に対して当初想定されている機器以外にも使用できるという特性などから、事故数やその深刻度が大きい(例えば、電気製品が原因で起きた建物火災の約3割が直流電源装置(ACアダプター)によるものである(平成14年1月～平成18年7月の電気用品に係る事故データより))。特定電気用品の指定については、こうした事故発生件数やその深刻度によって必要に見直しを行っているところである。	(社)日本経済団体連合会	79	A	機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外への移行	機器と一体的に使用される直流電源装置については、特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品目)に移行させるべきである。	機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器のほとんどは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行すべきである。 無監視状態で使用される電気用品の多くが非特定電気用品となっている中、なぜ直流電源装置だけを特定電気用品に指定するのか、明確な説明がない。なお、過去に電気シェーバーで起きた事故については、製品の構造上の問題で、無監視状態で生じた事故ではないと理解している。	電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条の2	直流電源装置は特定電気用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5054A	5054080			z15016	経済産業省、	電気用品安全法第10条	輸入事業者が法に該当する電気用品を輸入する場合、義務等を履行した後、輸入事業者名等の表示を付し、販売することとなっている。	c	-	電気用品に係る責任の所在の明確化のため、事業者名を表示することとなっている。我が国への輸入電気用品について、国内の輸入事業者に表示等の義務付けを課すことが国内に流通する輸入電気用品の安全性確保に実効力があると考える。		責任の所在の明確化という点では、輸入事業者を特定することが目的であり、製品に輸入事業者名を表示する以外にも簡便な方法が考えられるのではないかと、輸入事業者への表示義務を課すことが、結果的に、同一の製品に対して二重の検査を要求することになる。 「回答では「責任の所在の明確化のため、事業者名を表示することとなっている」とされているが、機器に同梱される電気用品については、機器全体として責任が明確化している。このため、同梱ACアダプターにまで表示義務を課すのは過剰規制なので、現在の表示義務を緩和すべきである。」	c	-	機器本体と分離して使用できる電気用品(今回のACアダプターの場合など)の場合は、その電気用品が他の機器と組み合わせで使用されることもあるため、責任の所在を個別に明確化する必要がある。したがって、電気用品が機器本体と同梱されている場合でも機器全体として責任が明確化しているとはいえない。	(社)日本経済団体連合会	80	A	製品に同梱するACアダプターにかかる輸入事業者表示義務の撤廃	電気製品と同梱するACアダプターに限っては、輸入事業者の表示義務を免除すべきである。特に、携帯電話については、早期に措置すべきである。		すでに電気用品安全法上の手続等を完了している製品であり、電気製品にそのまま同梱されるだけで安全性には何らの変化のないものを、流通ルートの違いによって表示を変更し、再度同法上の責務を負うよう求めるのは、過剰規制である。 こうした複数の手続による事業者の負担を軽減するためにも、表示義務を含めて簡素化すべきである。 少なくとも、機器に同梱される電気用品については、機器全体としての責任が明確化しているため、電気用品における表示義務を緩和すべきである。	電気用品安全法第10条	電気用品安全法第8条に規定する技術基準の適合義務を果たした場合には、当該電気用品に製造事業者名あるいは輸入事業者名を表示しなくてはならない。
5054A	5054081			z15017	経済産業省、	電気用品安全法第3条	国が事業者の製造・輸入を行っている電気用品を把握するため、製品の安全確保と同様の性質を有すると認められる範囲を型式の区分として、届出を提出することとしている。	c	-	電気用品の1品1品について技術基準を定めることは煩雑になり効率的ではないと考える。そこで電気用品の性質等に着目し分類したものが型式区分であるが、型式ごとに守るべき技術基準を定めることによって効率的な制度の運用になると考える。また、今までも型式区分の改正を行ってきており、今後も実態に即していない場合が見受けられる場合は精査して対応して参りたいと考えているので、具体的に問題があればお示しいただきたい。		以下要望者意見を踏まえて再検討された。 「回答では「型式ごとに守るべき技術基準を定めることによつて効率的な制度の運用になる」とされている。しかし、同一型式区分の中でも異なる電気回路を持つ製品や、同じ安全性能であっても型式区分が異なる製品が存在するなど、型式区分は実態に即していない。 本制度を抜本的に改正し、非特定用品の電気用品の型式区分を撤廃すべきである。」	c	-	型式区分についての考え方は前回お答えした通りであり、実態に即していない部分がある場合は精査し対応して参りたい、具体的な品目、項目等をお示しいただきたい。	(社)日本経済団体連合会	81	A	非特定電気用品に係る電気用品の型式区分の撤廃【新規】	非特定電気用品に係る電気用品の型式区分を撤廃すべきである。	電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められている。 型式区分は国に対する届出の最小単位となることと、販売後における表示禁止命令の発動単位となるものであるが、同一型式区分の中でも、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるものが存在するなど、実態に即したのものとなっていない。 また、仮に事故が発生した際の公告時などは、型式ではなく、製品に表示されている機種名で回収命令されることが通常である。 本来は、全ての電気用品について型式区分を撤廃すべきであるところ、特定電気用品のうち、例えば電線などは適合性検査を受けるうえで型式区分を利用しているため、非特定電気用品について要望する。	電気用品安全法第3条第2号 「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について、(2006年3月20日)」 「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱について、(2006年3月22日)」	電気用品取締法では甲種電気用品のみに規定されていた型式区分が、電気用品安全法では全ての電気用品に対して適用されている。この型式区分については、2004年8月に簡素化されたものの依然として存置されており、国際的に見て他に例を見ない特異な届出の区分が存在している。	
5054A	5054082			z15018	経済産業省、	電気用品安全法第2条	構造又は使用方法等の使用状況により感電、火災等の危険や障害を発生する恐れのある電気用品を対象製品として定めている。	c	-	全ての電気製品を電気用品安全法の対象とするのではなく、構造又は使用方法等の使用状況により感電、火災等の危険や障害を発生する恐れのあるものを電気用品として指定して規制していくことが合理的であると考える。 なお、制度の透明性を確保していたため、解釈等をWebサイト等に順次示していくこととしている。		以下要望者意見を踏まえて再検討された。 「現在の制度はグレーゾーンが多く、確認に多くの時間と費用を要する。仮に現在のポジティブリスト方式を維持するのであれば、Webサイト上の解釈で詳細な情報提供を行うとともに、どのような方策・施策で、前述の問題を解決されるかを示すべきである。」	c	-	ポジティブリスト方式が合理的であるという考え方には、お示ししたとおりである。事業者に対して迅速にその解釈等を知らせるために、現在、Webサイト等による情報提供を行っており、今後も順次解釈を示していくところ。	(社)日本経済団体連合会	82	A	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準の明確化	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準については、現在のポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への移行を図るべきである。 仮にネガティブリスト方式が困難な場合には、少なくとも製品特性(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な規程で対象・非対象が判別できる環境を早急に整備すべきである。 また、こうした規程を設定する際には、解釈通達を発出するなど、広く事業者に周知するべきである。	電気用品安全法第2条	電気用品安全法の規制対象となる電気用品の品目とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、記述内容に抽象的な表現があることや、製品が多様多様化していることから、同法の対象となるか否かについて判別がつきにくい。実際に市場に流通している同じような機器であっても、販売形態、使用用途、時期等によって、法の対象、非対象が混在している。		
5054A	5054083			z15019	経済産業省、	電気用品安全法第8条第1項	電気用品は技術基準に適合することが義務付けられている。技術基準は、日本独自の基準である1項基準と、国際整合化を目的とした2項基準がある。	e	-	IECにおけるCTLディシジョンが、2項基準の解釈として扱って頂いて構わない。		IECにおけるCTLディシジョンが、2項基準の解釈として扱って頂いて構わない。 以下事項を傳達などで示すべきである。 1. 技術基準の1項基準の解釈基準は、「電気用品の技術基準上の基準を定める省令の解釈について」である。 2. 技術基準の2項基準の解釈基準は、CTLディシジョンである。」	c	-	CTLディシジョンについては、ごく一部に日本において適用するにはそぐわないものもあるため、全てを2項基準の解釈として提示することは困難であるが、基本的にはCTLディシジョンを2項基準の解釈として運用してまいりたい。また、適用するのに判断が難しいCTLディシジョンについては、個別にご相談いただきたい。	(社)日本経済団体連合会	83	A	電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化	IECにおけるCTL解釈が2項基準の解釈である旨を公表し、周知徹底すべきである。	技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的な相互認証制度)については、CTL(Committee of Testing Laboratories)ディシジョンという解釈集が公表されている。国際整合化をはかるためにも、2項基準で採用する旨、明確にすべきである。 「電気用品の技術基準上の基準を定める省令の解釈については、ほとんど1項基準に対する解釈であり、2項基準については含まれていないと理解している。また、CTL等の解釈がどこに示されているかが具体的になく、第2項解釈が広く一般的に公表されているとはいえない。	電気用品の技術上の基準を定める省令	電気用品技術基準にかかる判断基準や技術的解釈は、経済産業省が行うこととされているが、その内容は、広く一般に公表されていない。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054085			z15020	厚生労働省、経済産業省、環境省	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生態・生育に与える影響を未然に防止することを目的として、新規化学物質の届出に際しては、単一の化学物質ごとにその性状を評価することを原則として、その性状を評価することを原則として、新規化学物質として扱われる化学物質であっても、それが環境中で濃縮され、人の健康や動植物の生態・生育に影響を与える可能性が無視できないため、こうした物質による影響の未然防止の観点から、当該不純物について化学物質上の届出又は確認の対象としているものとして、新規化学物質として取り扱われない不純物の含有割合を10重量%にすることはできない。	c	-	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」とい.)では、化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生態・生育に与える影響を未然に防止することを目的としているため、新規化学物質の届出に際しては、単一の化学物質ごとにその性状を評価することを原則としている。その際、たとえ他の物質に不純物として含まれる化学物質であっても、それが環境中で濃縮され、人の健康や動植物の生態・生育に影響を与える可能性が無視できないため、こうした物質による影響の未然防止の観点から、当該不純物について化学物質上の届出又は確認の対象としているものとして、新規化学物質として取り扱われない不純物の含有割合を10重量%にすることはできない。	以下要望者意見を踏まえ再検討された。『厚生労働省、経済産業省、環境省の回答では、日本の化審法の不純物規制が諸外国よりも著しく厳しく定められていることに対する説明がない。2004年の化審法改正では、欧米での規制の現状を参考として生態系影響に着目した審査・規制制度を導入した経緯を踏まえ、この理由を明確に示すべきである。』	(社)日本経済団体連合会	85	A	化審法における不純物規制の見直し	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(10重量%)を、少なくともEU並みの10重量%へ引き上げるべきである。			不純物が10重量%以上の場合、当該不純物は新規化学物質として扱われるので衛生性試験が必要になるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物全体をチェックすることで安全性を担保できる。 新規化学物質届出制度が実施されているのは日本に加え、米国、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、韓国、中国、フィリピンの10ヶ国(地域)である。この中で、中国、カナダ、オーストラリア等では不純物の届出は不要であり、EUでは10重量%未満の不純物はELINCSの収載対象外である。2004年4月の化審法改正はアメリカ・EU・カナダ等が生態系保全のための規制を実施している状況を受けたものであるなど、各国の規制の状況を参考としているにも係らず、当該規制は他国に比べて著しく厳しく定められている。また、衛生性試験により最大で2000万円程度、期間にして7-8週間程度がかかり、製造販売時期の遅延等によって国際競争の観点から不利である。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	化審法では、新規化学物質を製造又は輸入しようとする際に、不純物が10重量%以上含まれる場合は、個別の物質として衛生性試験を行い、個別に届出を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届けなければならない。10重量%以上の不純物が含まれている場合、この不純物は個別の物質として扱われ、別途手続きが必要となる。			
5056A	5056001			z15021	経済産業省	ボイラーの取扱いに関する法律(内規)	発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力以外の用途にのみ供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いに関する法律(内規)	c	-	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模以下のものは、電気工作物として扱われないよう運用を緩和している。 しかしながら、一定規模を超えるものは、専ら発電の用に供するものとして、電気事業法に基づく発電設備としての保安の確保が不可欠なものである。	『最高使用圧力が1Mpa以下のボイラーはすでに規制緩和されているが、一定の規模を超えるものは電気事業法に基づく発電設備としての保安の確保が不可欠なものである。』との回答であるが、1Mpaと2Mpaでは保安の確保がどう違うのか具体的に示していただきたい。	日本ボイラー圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供給する場合は、最高使用圧力1Mpa、最大蒸気発生量10トン毎時以下であるものは電気工作物として取り扱われないと緩和されているが、2Mpaでは適切な保安水準の確保が達成できる具体的な根拠が示されていない、ということですが、1Mpaまでのものは一般プロセスボイラーと同様、厚生労働省の検査を受けているものであり、範囲を2Mpaまで緩和したとしても同様に厚生労働省の検査を受けるものでありボイラーの安全確保ということでは検査の所管が変わっても保安水準は確保されているものと思う。是非2Mpaまで緩和していただきたい。	電気事業法	以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。					
5058A	5058015			z15022	経済産業省	電気事業法第42条、第43条、第46条、第50条の2、第52条及び第55条	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、保安規程の届出、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画の届出、使用前安全管理検査等が必要である。 また、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査についても、該当する設備がある場合は、必要である。	c	-	安確保の観点からは、蒸気タービン、誘導発電機、その附属設備等を電気事業法上の発電設備として一体的に扱い、工事、維持、運用等を行うことが必要であるため、電気事業法上の発電設備から除外することはできない。 なお、要望理由に記載の蒸気タービン、誘導発電機の扱いに関しては、発電ではなく(動力を得ることを目的としているが)過渡的に発電を行うものについて、電気事業法上の発電設備として扱われないとしているものである。 また、電気事業法第43条第2項に基づき、一定の要件を満たす者であれば、ボイラー・タービン主任技術者としての選任を受けることができる。また、ボイラー・タービン主任技術者として選任できるなど、一定の緩和措置については既に設けられている。 工事計画の手続きについては認可ではなく(届出制)としており、設備の検査についても事業者自らが行うこととしてなど、簡素かつ行政の関与の少ないものとなっている。	本案件は、電気事業を目的とする設備ではなく、事業所内での余剰エネルギーの効率的な使用、あるいは回収される設備の設置とその運用についての規制緩和を求めたいものである。過渡的に発電を行う誘導発電機については電気事業法上の発電設備として扱い、専ら発電の用に供する誘導発電機とタービンの組み合わせは発電設備として取り扱われているが、過渡的に発電する場合、発電している時の状態は両者とも同じであり、電気的な設備はほぼ同じであるので、一定規模以下の設備では保安確保の観点からの違いはないと考えられる。 本案件は、省エネをほぼやりつくされた中において、規制緩和の手続き上の煩雑さから、放置されてきた不定期な余剰エネルギーの回収が望めるものであり、そのような取組みが専ら発電を主目的とする公的用途のみならず、電気事業者と同様の扱い、規制を受けるには如何なるものが、手続きを早急に簡素化されているとの観点から、本設備が省エネに資しない場合は、電気事業法に則っての手続きの簡素化を望んでいるからであると思われる。 本設備の普及は、余剰エネルギー等の有効活用が促進されることにより、省エネ効果が期待できる。また、二酸化炭素発生抑制等の環境改善貢献、産業振興等経済効果も大きい。よって、電気事業法上のみの議論ではなく、国としてのそれを合わせた所での一段の取組みを要する。	石油化学工業協会	15	A	蒸気タービンによる発電	以下の条件を満たした場合には、蒸気タービンと発電機(誘導発電機)の組合せの設備を電気事業法の発電設備から除外して欲しい。 ・発電を業としない(発電所を有しない)事業所が設置する場合 ・限定的な規模(たとえば発電量1000KW)以下の場合 ・発電量が自家使用電力を上回らない範囲の場合 ・動力源が余剰エネルギーの利用であること(発電のために新たに作った動力源でないこと)	余剰蒸気などの有効活用策として蒸気タービンと発電機(誘導発電機)による発電が考えられるが、本設備は電気事業法に則って対応すればよいが、ボイラー・タービン主任技術者の選任等電気事業法の各種の規制が適用され、多くの労力とコストが必要であり、届出手続き等も煩雑である。余剰蒸気の利用により、一事業所で年間100万KWの省エネルギーが可能となる。	電気事業法	「(要望理由の続き) 『蒸気タービンと誘導発電機と負荷(ポンプ等)の組合せと負荷(ポンプ等)の組合せとでは、負荷(ポンプ等)の有無が違うのみであり設備的(管理面や運転面も含めて)には大きな違いはない。しかし、大規模発電所を考えると、蒸気タービンと誘導発電機の組合せを無制限に発電設備から除外することはできず、また、小型のガスタービン発電設備など一部緩和がなされているものがある。 よって、これらを総合勘案した上で、前述のように制約条件を科すことを条件として、蒸気タービンと誘導発電機の組合せの常時の起電(発電)を行う設備を電気事業法の発電設備から除外して欲しい。』					
5058A	5058016			z15023	経済産業省	電気事業法第17条	電気事業法第17条は、電気事業を営む場合以外の電気の供給(特定供給)について経済産業大臣の許可を要する旨を定めている。	d	-	要望理由である、グループ会社の余剰電力を電力会社の送電ネットワークを介して離れた場所において受電することについては、特定供給の許可(電気事業法第17条)ではなく、特定規模電気事業の届出(同法第16条の2)を行うことにより、既に可能となっている。	本案件は、特定規模事業者からの電力供給を受けることに関する要望ではなく、資本・人的交流・原料の融通などがある連結決算企業グループ内で行う電力供給に関する規制緩和と要望である。 現状では、このような場合、一般電気事業者が所持する送電ネットワークを利用できない。そのため自営線を布設しなければならないが、送電線に安価な電力を有効に利用できない状況にある。また、送電ネットワークを利用する特定規模事業者からの電力供給では、例えばグループ内企業間であっても電力の売買価格は自由に決定できず、中立機関のガバナンスを受けるため、本件からもグループ内の安価な電力を有効的に利用する事ができない。その為、グループ企業で資本・人的交流・原料の融通などがある連結決算企業グループ内で行う電力供給に限った規制緩和を要望するものである。	石油化学工業協会	16	A	特定供給に関する電気事業法上の規制の緩和	グループ会社の中には、余剰電力を保有している会社があり、現状場所が離れていることから、その余剰電力を活用する事が出来ないう状況である。その為、電力会社の送電ネットワークを介し、コンビナートの共同発電所を通して受電する事が可能となれば、新たに設備投資をする事無く、より安価な電力を使用する事が出来る。また、グループとしても競争力を高める事が出来る。	電気事業法17条 電気事業法施行規則20条	(1) 親子関係が成り立っている会社間各所での余剰電力を、電力会社の送電ネットワークを介し、離れた場所においても既設の送電線を利用して受電したい。(新たな自営線を設けることなく、コンビナート等の共同発電所等を介して受電したい) (2) 昨今電力料が値上がりしており、余剰の安い電気を購入できる						

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
5060A	5060001			z15024	経済産業省	工場立地法施行令第1条 工場立地法施行令第3条、第4条	工場立地法施行令第1条において、電気供給業に属する発電所が水力又は地熱を原動力とするものについては、工場立地法の適用除外とすることを規定している。緑地とは、工場立地法施行規則第3条に規定する土地又は建築物屋上等緑化施設をいひ、環境施設に含まれる。(要望主体が言う「緑地施設」という概念は法律上存在しない。)緑地以外の環境施設とは、工場立地法施行規則第4条に規定する工場等周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理されているものをいひ、	b	d	-	太陽光発電施設の適用除外については、現在、工場立地法の対象となる施設は存在しないところであり、今後、電気供給業としての当該施設の導入の動向を踏まえつつ、検討していくこととしたい。 太陽光発電施設を環境施設とすることは困難であるが、これとは別に、例えば、工場の輻射熱の減少、延焼遮断等を図る地域の防災対策の推進に資する施設である等工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与すると認められるような利用がなされている施設であれば、環境施設に該当する。						太陽光発電協会	1	A	太陽光発電施設を工場立地法の特定工場の除外規定に加え、「緑地施設」とする。	工場立地法に定める「特定工場」の除外規定の対象拡大 「緑地施設」の対象拡大	現在、工場立地法の「特定工場」除外施設として、電気供給業の水力、地熱発電所が指定されているが、それに加え、太陽光発電施設も除外施設とする。 そして太陽光発電施設はその地球温暖化対策効果(CO2の吸収、排出抑制)から、緑地施設と見なす。	太陽光発電施設は、自ら騒音や排煙など周囲環境へ悪影響を与えるものではなく、むしろ自身が環境に配慮された施設である。そして、従来から工場立地法にて認められている「緑地等」に関する効果・機能として「地球温暖化対策」に資する機能を有している。 さらに、既存のエネルギー代替機能を有するものであることは、CO2排出を抑制し、地域環境づくりに貢献していると言える。それは、また周辺地域に企業としての社会的責任を示すものであり、地球環境保全の重要性を認識させる大きな啓発効果をもつと言える。	工場立地法第6条1項、工場立地法施行令第1条、工場立地法第4条、工場立地法施行規則第3条	
5062A	5062001			z15025	警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法施行規則	フィリピンとのEPAにおいて、本年9月9日に首都圏間で署名を行い、看護師候補生及び介護福祉師候補生を受入れるべく、発効に向けた準備を行っている。	e	-	-	今後行われるEPA交渉について規制が存在するわけではないが、今後の交渉、政府間協議において、看護師候補生及び介護福祉師候補生をはじめ、あらゆる職種における専門的、技術的分野の人材を積極的に受入れるよう取り組んでいきたい。	「留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい」との要望に対し、「措置の概要」において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)のうち、第2章1.(5)「アジア人材資金(仮称)」構想の具体的事業の検討、との記載に係る現在の検討状況を示されたい。			日本商工会議所	1	A	外国人労働者の受入れ拡大 専門的技術分野の人材	知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行われたい。また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護士、介護士等の日本への受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。併せて、留学生における就職を支援する環境を整備されたい。	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取り組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則				
5064A	5064003			z15026	経済産業省	「軽油周辺油種への識別剤添加について(平成22年7月11日付け資源部第45号)」	民間事業者の自主的な対応により、A重油および灯油への識別剤(クマリン)を添加している。	b	-	-	現在、民間事業者の自主的な対応により識別剤を添加し、関係府省及び都道府県とも連携することにより、不正軽油による脱税等の防止に十分寄与していること。 要望のあった件については、A重油および灯油に添加している現行識別剤について、除去により硫酸ピッチなどが発生せず、安全性・除去耐性に優れた新識別剤の研究開発を推進しているところ。	研究開発のスケジュールを明確にされた。	b	-	-	東京都	3	A	不正軽油対策	不正軽油製造根絶のため、安全かつ除去が困難な新識別剤の開発等の対策の実施	不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。 このような不正軽油による環境悪化を防止するとともに、不正軽油の製造を根絶するため、生活環境や人の健康に影響が無く、除去の困難な新たな識別剤を早急に開発し、関係省庁が一体となった実効性ある対策を講じること。	現行の識別剤であるクマリンについては、不正軽油の製造技術の進化により除去コストが安くなったため不正軽油が流通し、また、クマリンを除去する際に発生するタール状物質である硫酸ピッチの不法投棄による環境汚染を各地で引き起こしている。 クマリンに代わる新たな識別剤の導入により、不正軽油の製造抑止を図るべきである。 国は、不正軽油に係る環境や人体への影響、社会的・経済的損失が多岐にわたることを十分に認識し、関係省庁が一体となって不正軽油の製造・利用や識別剤除去に伴う廃棄といったあらゆる段階における対策を講じていく必要がある。また、不正軽油の製造防止に極めて有効な新たな識別剤の早期開発に取り組むことを要望する。	廃棄物処理法		
5071A	5071008			z15027	経済産業省	中小企業金融公庫法 第7条 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(第18号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条 機械類信用保険法(第18号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条	機械類信用保険については、平成15年4月1日を以て廃止されたところであるが、機械類信用保険法廃止前の保険関係(以下「旧保険関係」)については、既に成立している当該旧保険関係に係る具体的な私人間の権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保険金の支払及び回収の回収等の業務(機械類信用保険業務)を実施している。 前回の全国規制改革及び民間開放要望を受け、平成18年10月から、機械類信用保険の保険金支払いの対象となった債権者について、回収に努めた結果、今後回収が見込めないものとして一定の基準を満たす管理債権について、被保険者からの届出により整理又はサービサーへの譲渡が認められた。	c	-	-	今回の要望事項については、以下の理由から「全国規模で対応不可」と考える。 現在の管理債権整理制度(管理債権譲渡を含む、以下同じ。)は、前回の全国規制改革及び民間開放要望を受けて実施されたものであるが、当該制度は管理債権整理の実効性の観点からだけでなく、保険運営上の必要性の観点からも被保険者の一定程度の回収努力義務の履行を求めたもの。 機械類信用保険は、被保険者の回収コストを保険料に含めないことによる保険料の低減化を図るため、保険金支払も保険料位をせず、引き続き債権の回収及び当該回収金で補填に充てた公庫への納付義務を被保険者に課す保険制度。今後もしも一定程度の被保険者からの回収納付(回収率)を確保する必要がことから、安易な管理債権整理は保険収支上の深刻な悪影響を及ぼす危険がある。 このため、平成18年10月から実施した管理債権整理制度の効果・影響等をしばらくの間見極める必要があり、本要望についてはその後検討することとしたい。					社団法人リース事業協会	8	A	機械類信用保険(リース信用保険)付債権の整理及び譲渡要件の緩和	機械類信用保険の管理債権の整理及び譲渡については、平成14年12月に「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止に関する法律」が成立して以降の10月に条件付で認められることとなったが、更なる緩和を要望する。要件のうち以下の点については条件からの除外を求めたい。 管理債権譲渡要件(イ)支払対象機械類又は担保を処分していること<効果>「債権整理」「債権譲渡」がより促進され、実効性が上がること	「債権整理」及び「債権譲渡」が可能となったことは前進であるが、実効性を上げるためには上記要件は除外すべき。リースについては、物と債権が一体化している。不良債権処理に先立ってモ/の処分をするよりも、モ/と一体としてサービサー宛処分の方が回収額が「大きく」なる例も多い。従って(イ)の条件を外すべきと考える。	中小企業金融公庫平成18年9月12日付「機械類信用保険管理債権整理等実施要領の制定等」について			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5071A	5071010			z15028	経済産業省、	法第27条	販売をする際にも、危険な電気用品を排除し、消費者の手に渡らないようにするべく、当該法律に該当する電気用品を販売する場合は、表示が付されているものでなければ、販売してはならないと規定されている。	c	-	販売とは所有権の移転をもって成立すると考えることが妥当である。したがってリース契約においても所有権の移転が発生した時点販売ととらえることが適切であり、ご要望の点については受け入れられない。		-	c	-	仮にファイナンスリース取引の開始時点をもって販売が成立したとみなした場合、例えば借主が倒産等の事由によりリース債務の返済が不可能となったときは、貸主であるリース会社が他者への販売を含めたリース物件の処分を行うこととなるため、リース開始時点販売成立とみなしたことの不整合が生じる。このような事例が想定されることから、法の施行にあたっては実質的な所有権の移転という基準ではなく、法的所有権の移転をもって販売が成立したと判断するのが適当である。	社団法人リース事業協会	10	A	電気用品安全法規制対象物件の範囲見直し	購入選択権付リース等において、リース終了物件を借主へ販売する場合は、電気用品安全法の販売規制の対象外とすること。	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進が図れる。	リース物件を借主に売却する場合は、当該借主における電気用品安全法の対象製品の使用実態が何ら変わるものではなく、現実の引渡しはリース契約当初に行われている。電気用品安全法の解釈では、「販売すること」は、対価を受けるとを条件として当該電気用品を他人に譲り渡すことであり、当該電気用品を現実相手方に引き渡した時に違反行為が完成する」とされているが、前述のとおり、リース契約当初にすでに現実の引渡しが行われており、それが販売規制の猶予期間内であれば、リース終了時点(借主への売却)が猶予期間後であっても本法の販売規制の対象外とすべきである。また、同法の中古品への適用については、再検討が必要であると考えられる。	電気用品安全法	
5071A	5071011			z15029	経済産業省、	割賦販売法	割賦販売法では、法律の適用範囲について、取引形態毎に定めており、2者間取引など、その取引に応じて適用除外としているところ。	c	-	割賦販売法については、取引形態毎に各種規定の定めているところであり、消費者保護の観点から設けているクーリングオフ規定、即時解約の規定等については、事業者間取引については適用除外としている。また、2者間契約となる割賦販売については、特にトラブルが生じていないこと、事業者間の自主的な取決めにより適正化が図られるべきであることから指定権利、役務を一律に適用除外としているところである。ただし、基本的な書面交付義務等の規定については、割賦販売取引等の契約内容が複雑になることにかんがみ、契約内容を明確にし、もって購入者等の保護を図るため、さらには、買主となる事業者の中には購入目的が業務用か個人用・家庭用であるか明確にならない個人事業者も含まれることから、当該規定は必要である。		-	-	社団法人リース事業協会	11	A	割賦販売法における買主の属性に伴う適用除外の拡大	割賦販売法では、買主による購入が事業目的か否かで一部の保護規定(クーリングオフ・即時解除の制限)については適用除外が設けられているものの、基本的には、消費者・事業者(法人)の区別はなく、相応の規模を有する事業者(法人)であっても、形式的に法に定める取引形態・取引対象(指定商品等)に該当すれば、割賦販売法に基づいた対応を求められる。相応の規模の事業者(法人)は割賦販売法の適用除外とし、割賦販売業者と買主との間々の契約条件に委ねることにより、事業者間のバランスにも即した取引となり、取引の推進にも資するものと思料する。		形式的に割賦販売法の適用を受ける取引であれば、専門知識・交渉能力共に遜色の無い相応の規模の事業者(法人)を買主とする取引であっても、割賦販売法の適用を受け、手数料率の揭示や、契約解除時の清算規定などが適用されることになる。相応の規模の事業者にまで保護する必要があるかは疑問である。	割賦販売法・同施行令・同施行規則			
5083A	5083003			z15030	経済産業省、	割賦販売法	割賦販売法では、リボルビング方式の書面交付義務を法律で定めているところ。	c	-	リボルビング方式については、個品割賦購入あっせん方式、総合割賦購入あっせん方式の支払方法と異なり、購入した商品の代金等の合計額を基礎として、あらかじめ定められた方法により算定して得た一定の額を、あらかじめ定められた支払時期ごとに支払っていく方法である。よって、契約時には支払期間・支払回数などが定まっておらず、消費者保護の観点からも書面の交付は必要である。		-	-	沼本久	3	A	クレジットカードでショッピングリボの取組みがある場合でも、紙の明細書の発行の省略を認めてほしい。	現在は、クレジットカードでショッピングリボの取組みがある場合は、必ず紙の明細が発行される。しかし、一括払いなら省略を認めているので、リボも認めてほしい。		紙資源の節約、それにカード会社のコストの節約になり、ひいては消費者の利益になる。	貸金業の規制等に関する法律	JCBカードの返答では、法律によってリボの取組みのある場合は紙の明細は省略できないといわれた。		